

平成十四年六月二十一日受領  
答弁第一〇五号

内閣衆質一五四第一〇五号

平成十四年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出官僚の退職金及び年収などに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出官僚の退職金及び年収などに関する再質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

給与及び退職手当の額は、個人に関する情報であるため、所属省庁名等特定の個人を識別することができることとなる事項については答弁を差し控えたい。個人に関する情報は、プライバシーの保護の観点から、一般的に明らかにしないこととしている。

四について

御指摘の「農林水産省の前事務次官の退職手当の額に係るもの」とは、平成十四年一月十日の衆議院農林水産委員会において、筒井信隆衆議院議員から同月八日に退職した熊澤前農林水産事務次官の退職手当額について質問があり、これに対して、八千八百七十四万七千六百六十四円である旨答弁したものである。

御指摘の「当該事例」とは、「国会等で氏名等を明らかにした事例」を指し、御指摘の「特別な事情」とは、氏名等を明らかにすることが必要であると判断した各事例における個別の事情をいう。

六について

平成十一年四月から平成十四年三月までの間に退職した特命全権大使（以下「大使」という。）の退職

時期及び退職手当の額は、別表第一のとおりであり、当該期間に退職した特命全権公使（以下「公使」という。）はいない。なお、定年前早期退職者に対する特例は、大使又は公使に対して適用されない。

平成十四年六月一日現在、大使又は公使の職にある者に対して、平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与（すべての手当を含む。）の額は、別表第二のとおりである。

給与及び退職手当の額は、個人に関する情報であるため、氏名等特定の個人を識別することができるところとなる事項については答弁を差し控えたい。

別表第一

番号	退職時期	退職手当の額(円)
一	平成二十一年	八五、五八五、五〇〇
二	平成二十一年	八四、三九四、二〇〇
三	平成二十一年	八四、三九四、二〇〇
四	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
五	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
六	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
七	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
八	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
九	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
一〇	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
一一	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
一二	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
一三	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
一四	平成二十一年	六〇、五二二、〇〇〇
一五	平成二十一年	六〇、五二二、〇〇〇

番号	退職時期	退職手当の額(円)
一六	平成二十一年	六、四四〇、〇〇〇
一七	平成二十一年	六、二八八、〇〇〇
一八	平成二十一年	四、一九二、〇〇〇
一九	平成二十一年	四、〇三八、〇〇〇
二〇	平成二十一年	三、五五五、〇〇〇
二一	平成二十一年	三、一四四、〇〇〇
二二	平成二十一年	八四、三九四、二〇〇
二三	平成二十一年	八四、三九四、二〇〇
二四	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
二五	平成二十一年	七四、二九九、五〇〇
二六	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
二七	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
二八	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
二九	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇
三〇	平成二十一年	六五、七〇九、六〇〇

番号	退職時期	退職手当の額(円)
三一	平成一二年	六三、九八〇、四〇〇
三二	平成一二年	六二、二五一、二〇〇
三三	平成一二年	六〇、五二二、〇〇〇
三四	平成一二年	五八、七九二、八〇〇
三五	平成一二年	五七、〇六三、六〇〇
三六	平成一二年	五四、七三七、一〇〇
三七	平成一二年	五四、七三七、一〇〇
三八	平成一二年	五〇、四一五、七五〇
三九	平成一二年	九、四八〇、〇〇〇
四〇	平成一二年	五、九二五、〇〇〇
四一	平成一二年	三、五五五、〇〇〇
四二	平成一二年	三、一四四、〇〇〇
四三	平成一二年	三、一四四、〇〇〇
四四	平成一二年	三、一四四、〇〇〇
四五	平成一二年	二、三七〇、〇〇〇

番号	退職時期	退職手当の額(円)
四六	平成一三年	八五、五八五、五〇〇
四七	平成一三年	八四、三九四、二〇〇
四八	平成一三年	八四、三九四、二〇〇
四九	平成一三年	八四、三九四、二〇〇
五〇	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五一	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五二	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五三	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五四	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五五	平成一三年	七四、二九九、五〇〇
五六	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇
五七	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇
五八	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇
五九	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇
六〇	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇

七五	平成一四年	六五、七〇九、六〇〇
七四	平成一四年	七四、二九九、五〇〇
七三	平成一三年	一、七四六、〇〇〇
七二	平成一三年	三、一四四、〇〇〇
七一	平成一三年	三、一四四、〇〇〇
七〇	平成一三年	三、五五五、〇〇〇
六九	平成一三年	四、一九二、〇〇〇
六八	平成一三年	五、四六〇、〇〇〇
六七	平成一三年	八、〇七六、〇〇〇
六六	平成一三年	八、二九五、〇〇〇
六五	平成一三年	四二、三四九、二三〇
六四	平成一三年	四八、九七五、三〇〇
六三	平成一三年	五四、七三七、一〇〇
六二	平成一三年	六二、二五一、二〇〇
六一	平成一三年	六五、七〇九、六〇〇
番号	退職時期	退職手当の額(円)

七六	平成一四年	二、七三〇、〇〇〇
番号	退職時期	退職手当の額(円)

(注) 右記の表に掲げる者の勤続年数の平均は、二八年であり、退職時の年齢の平均は、六二歳である。

別表第二

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
一	三七、四八五、三九三
二	三六、七四四、七四七
三	三五、九九四、五三一
四	三五、三三一、〇一三
五	三五、一〇六、七四八
六	三四、七八一、三二四
七	三四、一三四、八一八
八	三四、一一一、〇四八
九	三四、〇五四、二六三
一〇	三三、七九七、五五八
一一	三三、〇五八、二三二
一二	三一、七九六、二七一
一三	三一、七六三、六九三
一四	三一、七〇三、七六七
一五	三一、六四三、五〇六

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
一六	三一、五二六、六二二
一七	三一、二二三、一八三
一八	三一、二一九、二二三
一九	三一、一〇〇、二七五
二〇	三〇、八七九、六一五
二一	三〇、四七三、四三三
二二	三〇、三〇五、一一九
二三	三〇、三〇三、〇九五
二四	三〇、一五〇、三五六
二五	三〇、〇三〇、七七二
二六	二九、八八四、六一六
二七	二九、七七三、六〇九
二八	二九、七一六、六〇六
二九	二九、七一〇、一六三
三〇	二九、五三〇、四一一

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
三一	二九、四〇二、二七二
三二	二九、三六二、〇四四
三三	二九、三三五、九五六
三四	二九、二九八、三六六
三五	二九、二五九、二五一
三六	二九、一六三、九〇一
三七	二八、九三三、一九〇
三八	二八、九二六、一一六
三九	二八、六〇五、五五六
四〇	二八、六〇三、二六〇
四一	二八、四九七、五二五
四二	二八、四八二、〇六二
四三	二八、四四七、七八一
四四	二八、三九四、五八六
四五	二八、三二二、五六五

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
四六	二八、二五五、八九五
四七	二八、二〇五、〇七六
四八	二七、九八一、八〇五
四九	二七、九五三、五六八
五〇	二七、九三四、六〇一
五一	二七、八九九、九〇三
五二	二七、八五三、五三八
五三	二七、八四七、五二二
五四	二七、七四二、三五九
五五	二七、七三八、四八七
五六	二七、七一〇、五八〇
五七	二七、六八八、三五八
五八	二七、六七一、六三八
五九	二七、五七〇、五八〇
六〇	二七、五一四、三九二



番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
六一	二七、四九九、八八七
六二	二七、四九〇、二一九
六三	二七、四五五、六〇三
六四	二七、三〇〇、二〇八
六五	二七、二七九、九六一
六六	二七、二四三、三六四
六七	二七、二四一、四九〇
六八	二七、二一四、九二九
六九	二七、一八一、八五六
七〇	二七、一〇五、八四七
七一	二七、〇六二、九三〇
七二	二六、七七四、七八二
七三	二六、六二一、六三四
七四	二六、五八〇、五八〇
七五	二六、五四三、七八五

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
七六	二六、五二四、〇七九
七七	二六、四七二、一四〇
七八	二六、三〇九、六六八
七九	二六、二三八、九二六
八〇	二六、一二五、一〇六
八一	二六、一一一、三九九
八二	二六、一〇五、二九九
八三	二六、〇八四、三四三
八四	二六、〇一七、〇三一
八五	二六、〇〇〇、八六二
八六	二五、八八八、四四九
八七	二五、七四二、六六九
八八	二五、三二九、四九九
八九	二五、三二二、四二二
九〇	二五、二八二、五〇九

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
九一	二五、〇二九、七六六
九二	二四、六一〇、四〇九
九三	二四、五九一、八三三
九四	二四、五四一、三〇六
九五	二四、一九三、三七八
九六	二四、一四一、三四六
九七	二三、四六六、六三八
九八	二三、四五六、三五〇
九九	二三、四五二、五一六
一〇〇	二三、一七七、二七九
一〇一	二三、〇七〇、七五七
一〇二	二三、九四七、〇四一
一〇三	二三、六三一、九五八
一〇四	二三、六三一、九五八
一〇五	二三、四〇三、八四九

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
一〇六	二一、九四二、〇二二
一〇七	二一、六三六、三三五
一〇八	二一、五四六、〇八三
一〇九	二一、三九二、二九八
一一〇	二〇、五三五、八一五
一一一	二〇、一〇三、五四二
一一二	二〇、〇一五、四三六
一一三	一九、七二三、一七八
一一四	一八、六三三、〇二七
一一五	一八、四三四、三五四
一一六	一七、六〇〇、一三四
一一七	一七、三一〇、四六〇
一一八	一七、〇三五、七一一
一一九	一六、七〇三、五七七
一二〇	一五、九七六、八三三

番号	平成十三年六月から平成十四年五月までの間に支給した給与の額(円)
一一二	一五、九一二、八四六
一一三	一五、三八六、四一七
一一四	一四、二一一、四八〇
一一五	一三、九四八、八四〇
一一六	七、三六〇、四五八
一一七	六、六三四、六六九
一一八	一、九八六、四四二
一一九	六九五、五六一
一二〇	四三、四七一